

議会だより

平成27年第1回定例議会は、3月3日招集され、13日までの11日間の会期で開催されました。

本定例議会では、3月5日に、5名の議員が町政について一般質問を行いました。なお、可決同意等された案件の大半は次のとおりです。

条例案件

◆吉野町まちづくり基本条例を制定する
(可決)

町の最高規範となるもので、町民・議会・行政が互いの役割を認識しながら連携し、また、共通の目的を持ち、住民自治を基盤とした吉野町のまちづくりを進める際の基本ルールとなる条例を制定するものです。

◆吉野町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定する
(可決)

◆特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
(可決)

◆吉野町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正すること
(可決)

◆吉野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正すること
(可決)

前4案件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育委員会制度では教育長が一般職から特別職となることから、条例制定、条例改正するものです。

◆吉野町指定介護予防支援等の事業の

人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を制定することについて (可決)

介護保険法の改正により、町指定介護予防支援等の事業の人員、運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準を定めるため条例制定するものです。

◆吉野町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて (可決)

介護保険法の改正により、町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるため、条例制定するものです。

◆吉野町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を制定することについて (可決)

子育て世代を対象に、過疎・少子化対策として人口増加及び定住促進、地域の活性化を目的に定住促進住宅を建設・管理するため、条例制定するものです。

◆吉野町課設置条例の一部を改正することについて (可決)

今後、行う予定の機構改革の前段階として、町の総合企画と総合調整機構の充実と地方創生総合戦略を進めるため、総合政策課を設置するため、条例を改正するものです。

◆吉野町附属機関に関する条例の一部を改正することについて (可決)

介護保険法の改正により、地域ケア会議の設置が必要となるため、条例を改正するものです。

◆吉野町国民健康保険税条例の一部を改正することについて (可決)

国民健康保険税率を改正し、収支の改善、健全化を図るため、条例を改正するものです。

◆吉野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正することについて (可決)

一般廃棄物の収集運搬業務を町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に位置付けるため、条例を改正するものです。

◆吉野町介護保険条例の一部を改正することについて (可決)

介護保険法の改正により、事業実施期間、保険料額の変更が必要となるため、条例を改正するものです。

◆吉野町消防団員の定員、任免、給与、職務等に関する条例の一部を改正することについて (可決)

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことにより、消防団員の処遇改善を行うため、条例を改正するものです。

◆吉野町立認定いづも園条例の一部を改正することについて (可決)

吉野町立わかばこども園の設置するための根拠が必要なため、条例を改正するものです。

◆吉野町議会委員会条例の一部を改正することについて (可決)

提出議員 山本隆敏 議員
賛成議員 辻本 茂 議員
地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地方自治法の改正により、議会委員会条例の一部を改正するものです。

予算案件

◆平成26年度吉野町一般会計補正予算(第5号)について (可決)

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ8,562万4千円を追加し、総額56億118万6千円と定めました。

主な事業等は、退職手当組合負担金、財政調整基金積立金、その他特定目的基金積立金、吉野町総合戦略策定事業、住んで「よしの」事業、吉野・天川・十津川連携観光協議会負担金、外国人観光客おもてなし事業、吉野の魅力発見発信事業、商工業振興事業、地域消費喚起・生活支援事業、消防施設管理事業などの増額補正です。

◆平成26年度吉野町介護保険特別会計補正予算(第4号)について (可決)

歳入歳出それぞれ171万5千円を追加し、総額12億498万6千円と定めました。

主なものは、システム改修委託料の増額補正です。

◆平成26年度吉野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について (可決)

歳入歳出それぞれ1,266万3千円を追加し、総額5億9,304万4千円と定めました。

主なものは、吉野山簡易水道整備事業の給水分担金の増額補正です。

◆平成27年度吉野町一般会計予算について (可決)

歳入歳出それぞれ対前年度比9.6%増の総額58億3,300万円と定めました。
主な事業は、第四次吉野町総合計画後期基本計画策定事業、吉野町総合戦略策定事業、ふるさと応援交付金事業、定住促進住宅新築事業、社会保障・税番号制度導入推進事業など。

(概要は前月号9～11頁を参照)

◆平成27年度吉野町国民健康保険特別会計予算について (可決)

歳入歳出それぞれ15億349万千円と定めました。

〔歳入〕 (単位 千円)

国民健康保険税	227,590
使用料及び手数料	100
国庫支出金	306,478
療養給付費交付金	38,861
前期高齢者交付金	387,001
県支出金	82,904
共同事業交付金	320,000
財産収入	1,000
繰入金	138,258
繰越金	908
諸収入	391

〔歳出〕

総務費	7,509
保険給付費	948,132
後期高齢者支援金等	148,030
前期高齢者納付金等	330
老人保健拠出金	320
介護納付金	60,000
共同事業拠出金	320,001
保健事業費	12,249
基金積立金	1,000
諸支出金	2,920
予備費	3,000

◆平成27年度吉野町後期高齢者医療特別会計予算について (可決)

歳入歳出それぞれ1億4,680万円と定めました。

〔歳入〕 (単位 千円)

後期高齢者医療保険料	94,744
使用料及び手数料	31

繰入金 49,024

繰越金 10

諸収入 2,991

〔歳出〕 2,883

総務費 140,599

後期高齢者医療広域連合納付金 3,118

保健事業費 200

諸支出金

◆平成27年度吉野町介護保険特別会計予算について (可決)

・保健事業勘定については、歳入歳出それぞれ12億3,032万千円と定めました。

〔歳入〕 (単位 千円)

保険料	207,842
国庫支出金	327,336
支払基金交付金	336,018
県支出金	177,617
財産収入	165
繰入金	180,773
繰越金	10
諸収入	560

〔歳出〕

総務費	16,813
保険給付費	1,186,000
地域支援事業費	26,953
基金積立金	165
諸支出金	340
予備費	50

・サービス事業勘定については、歳入歳出それぞれ664万3千円と定めました。

〔歳入〕 (単位 千円)

サービス収入 4,198

繰入金 2,435

繰越金 10

〔歳出〕 6,643

サービス事業費

◆平成27年度吉野町簡易水道事業特別会計予算について (可決)

歳入歳出それぞれ9億6,862万8千円と定めました。

〔歳入〕 (単位 千円)

負担金及び交付金	36,946
使用料及び手数料	73,385
財産収入	67
繰入金	66,528
繰越金	15,100
諸収入	347
国庫支出金	178,355
町債	597,900
〔歳出〕	919,432
簡易水道費	49,196
公債費	

◆平成27年度吉野町下水道事業特別会計予算について (可決)

歳入歳出それぞれ2億5,960万円で定めました。

〔歳入〕 (単位 千円)

分担金及び負担金	1,800
使用料及び手数料	25,609
国庫支出金	10,000
繰入金	159,689
繰越金	1
諸収入	1
町債	62,500
〔歳出〕	63,513
下水道事業費	196,087
公債費	

◆平成27年度吉野町農業集落排水事業特別会計予算について (可決)

歳入歳出それぞれ3,100万円で定めました。

〔歳入〕 (単位 千円)

使用料及び手数料 4,771

国庫支出金 2,000

繰入金 15,211

繰越金 1,768

財産収入 50

町債 7,200

〔歳出〕 8,589

農業集落排水事業費 22,411

公債費

◆平成27年度吉野町水道事業特別会計予算について (可決)

収益的収入を2億661万円、収益的支出を2億611万円と定め、資本的収入を1,077万円、資本的支出を9,275万円とし、支出に対して不足する額は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

◆平成27年度吉野町国民健康保険吉野病院事業特別会計予算について (可決)

収益的収支額をそれぞれ15億4,050万円と定め、資本的収入を1,600万円、資本的支出を7,100万円とし、支出に対して不足する額は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものです。

契約案件

◆吉野運動公園総合体育館空調設備等改修工事変更契約の締結について (可決)

・竣工年月日

変更前 平成27年3月31日

変更後 平成27年6月30日

・契約の相手方

松田電気工業株式会社

(大和高田市)

意見書

◆所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について (可決)

提出議員 藪坂眞佐 議員
賛成議員 小泉 梓 議員

◆年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について (可決)

提出議員 辻本 茂 議員
賛成議員 山本隆敏 議員

決議書

◆吉野の酒と器で乾杯する取り組み促進を求める決議について (可決)

提出議員 野木康司 議員
賛成議員 藪坂眞佐 議員

要望等

◆中庄区長会長 南阪本 氏ほか六名からの「史跡宮瀧遺跡遺跡公園並びに道の駅建設に関する請願」について (採択)

報告案件

◆地方自治法第百八十条第一項の規定による専決処分の報告について (報告受理)

公用車による車両物損事故に係る損害賠償額を定め、和解を行った報告がされました。

その他の案件

◆吉野山ふるさとセンターに係る指定管理者の指定について (同意)

吉野山ふるさとセンターの指定管理者について、改めて管理者を吉野山自治会とし、期間は平成27年から33年までとするものです。

◆その他

議員派遣について、各委員会の所管事項に関する閉会中の継続審査について議決されました。

一般質問

次のとおり一般質問がおこなわれました。

◆上瀧義平 議員から

・行財政改革

◆辻本 茂 議員から

・エネルギー条例設置について

・地域経済のブランドデザインについて

◆藪坂眞佐 議員から

・吉野町の貧困の実態とこれからのまちづくりについて

・自主防災活動の支援のために

◆大村 陽 議員から

・町の水道事業について

・町財政について

◆野木康司 議員から

・災害における対応力について

・吉野町創生に向けて

それぞれ質問が行われ、町長及び関係参事等が答弁を行いました。

よしのこども園 わかばこども園

開園



よしのこども園
教育長より園旗を受け取る園児たち

3月31日吉野保育所・吉野幼稚園、わかば幼稚園が閉所・閉園し、翌4月1日に、吉野保育所・吉野幼稚園がよしのこども園に、わかば幼稚園がわかばこども園としてそれぞれ開園しました。

こども園とは、乳幼児期を生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期ととらえ、保育所・幼稚園の枠を越え、ひとりひとりに「生きる力」を保障する教育・保育の更なる充実を目指す施設です。

保育所と幼稚園の良いところを一つにした両方の役割を持っており、子どもの年齢

や保護者の就労状況などの範囲がこれまでの保育所・幼稚園よりも広く、より多様な子どもが一つの場所に集まるという特徴を持っています。

また子育て相談や親子の集いなど、地域の子育て支援の拠点としての役割を担います。

二つのこども園で子どもたちの豊かな育ちを支えると共に、子育て家庭の支援を進めていきます。



わかばこども園
園旗を披露する園児たち

◆お問い合わせ

吉野町教育委員会事務局

子育て支援室

IP直通：TEL(32) 89667